



もくじ

- 1

●新型コロナに負けるな応援メッセージ

●コロナ対策に工夫色々、第2波にも準備を!!
- 2

●国-①給付金 持続化給付金

②給付金 家賃支援給付金

●都-①協力金 感染拡大防止協力金

②助成金 業態転換支援事業
- 3

●コロナ関係各種協力金・給付金等申請サポート

①中小企業診断士による「感染拡大防止協力金(2回)」・「持続化給付金」申請個別相談会

②行政書士による無料電話相談会(板橋区共催)
- 4

●区商連・区振連の総会議案が可決されました。

●事務局 人事異動 伊藤哲氏の後任に鈴木克佳氏が配属

●板-①助成金 板橋区小規模企業者等緊急家賃助成金交付事業(概要)

②助成金 宅配・テイクアウト費用の助成

新型コロナに負けるな応援メッセージ

「コロナに負けるなー頑張るいたばし」

商店は外出自粛や感染拡大防止の要請を受け客数減少、売上低迷と危機に陥りました。

この状況下、商連や商店街が中心となり救済情報提供、テイクアウト支援、混雑回避のパトロールを開始。この動きは組織としての役割の1つであり、連携の重要性を再認識する事が出来ました。

今後は商店にもコロナとの共存、新しい生活様式が求められる事でしょう。商連ワンチームで取り組んで参りましょう。



女性部長 高橋 圭子

このたびの新型コロナウイルス発生により影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

一人ひとりが、どうしていいかわからない不安や困難に立ち向かい、これまでと一変した日々の生活を送っていることだと思います。

一日も早く、まさに日常や笑顔を取り戻せるよう心より願っております。乗り越えましょう。

部員一同



調査研究部長 齊藤 得彌

※今年度より青年部を調査研究部と名称を改めました。

現在自分達だけでなく国中がコロナウイルスにやられています。どんな状況や立場でもコロナに抗しきれません。

区商連では昨年末頃から、今年度の方針や組織を種々考えて、5月の総会において皆様の信任を得て新たな区商連としてスタートを切るつもりでした。コロナにより構想が断念されてしまいました。それでもこれを機に新たな組織作りを考えていきたいと思います。負ける訳にはいきません。みなで力を合わせて、この難局を乗り越えていこう。



会長 木田 孝雄

コロナ対策に工夫色々、第2波にも準備を!

写真は5月下旬、自粛当時に撮影したものです



常盤台銀座商店街



中板橋商店街



遊座大山商店街



ハッピーロード大山商店街



成増商店街



志村銀座商店街



上板橋北口商店街



上板南口銀座商店街

新型コロナウイルス感染症により

影響を受けている事業者の皆様を

商工会議所は全力で支援します。



小規模企業のみなさまへ

元気な経営、マル経融資がバックアップ!

マル経融資(無担保・無保証人)

対 象

：従業員20人以下(商業・サービス業5人以下) 法人・個人

使 途

：事業資金(運転・設備資金)

融 資 額

：上限2,000万円

返 済 期 間

：運転7年以内・設備10年以内

利 率

：年1.21%(2020年6月1日現在)

※本資金は商工会議所の経営指導を受けて融資される安心で低利な国の融資制度です。

経営相談(無料)

◇経営相談 ◇記帳相談

※弁護士、税理士などの専門家が経営に関する様々なご相談をお受けいたします。(会員以外の方でも利用可)

ご相談は

東京商工会議所 板橋支部

板橋区板橋3-9-7 板橋センタービル8階

☎ 3964-1711

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別

融資限度額：1,000万(別枠)

融 資 利 率：0.31%(固定金利)

(1.21%より▲0.9%引き下げ)

(当初3年間)※3年経過後は通常利率となる

小事業者向けの主な支援策

国

① 給付金 持続化給付金

●法人 **200**万円 ●個人 **100**万円

感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者の事業継続を支えるための給付金です。
昨年1年間の売上からの減少分を上限とし、「オンライン申請」を基本とします。

支給対象

- ① 感染症拡大の影響で、ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者
- ② 中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ③ 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人

必要書類

- ① 2019年の確定申告書類の控え
- ② 売り上げ減少になった月の売上台帳等の写し
- ③ 振込先通帳の写し（金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの）
- ④ 個人事業主の場合、身分証明書の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）

問い合わせ

持続化給付金コールセンター
電 話 0120-115-570

詳細は
申請用サイト⇒

申請受付
来年
1/15
まで



② 給付金 家賃支援給付金

●法人 月額上限**50**万円（6か月分） ●個人 月額上限**25**万円（6か月分）

緊急事態宣言の延長等により繰り上げの急減に直面した テナントでの店舗・事業運営に対して地代・家賃の
軽減を目的として支給される給付金です。

支給対象

- テナントで事業を営む中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等のうち、5月～12月において①か②に該当
- ① いずれか1カ月の売上が前年同月比50%以上減少
- ② 連続する3カ月の売上が前年同月比で30%以上減少

給付額給付率

- ① 申請時の直近の家賃に基づき算出される給付額の6倍（6か月分）
 - ② 給付率 2／3
 - ③ 上限 法人は50万円（月額）、個人事業者は25万円（月額）
- ※ 複数店舗運営の場合、法人は100万円、個人は50万円に引き上げ

問い合わせ

中小企業庁 総務課
電 話 03-3501-1768

申請受付は
未定！
(6月24日現在)

都

① 協力金 感染拡大防止協力金 50万円（2店舗以上は100万円）

東京都の休業等の要請に応じて、少なくとも5/7～5/25のすべての期間において施設の使用停止や営業時間
短縮に全面的に協力した中小企業、個人事業主が受けられる協力金です。

支給対象

- ① 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
- ② 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
- ③ 「社会生活を維持するうえで必要な施設」のうち、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設

必要書類

- ① 東京都感染拡大防止協力金（第2回）申請書
- ② 誓約書
- ③ 延長した緊急事態措置以前から営業活動を行っていたことがわかる書類
 - 直近の確定申告書または住民税申請書（写しで可）
 - 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可）
 - 本人確認書類 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（写しで可）
個人：運転免許証、パスポート、保険証等（写しで可）
- ④ 休業の状況がわかる書類(写しで可)
 - 休業を告知するチラシ、ポスター等 ※休業する施設の名称や休業期間、短縮営業時間がわかるよう工夫すること
- ⑤ 支払金口座振替依頼書 ※オンライン申請なら押印不要

問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
電話 03-5388-0567

詳細は
申請用サイト⇒

(第2回)
申請受付
7/17
まで



② 助成金 業態転換支援事業 上限100万円（助成率4/5以内）

コロナの影響で、大きく売り上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」
「宅配」「移動販売」を行うことにより、売り上げを確保する取り組みに対する助成金です。

対象経費

- ① 販売促進費（印刷物製作費、PR映像制作費、広告掲載費など）
- ② 車両費（宅配用バイクリース料、台車など）
- ③ 器具備品費（Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材など）
- ④ その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料など）

必要書類

- ① 交付申請書（原本）
- ② 登記簿謄本等 法人：履歴事項全部証明書(原本) 個人：開業等届書（写し）
- ③ 事業税又は都民税の納税証明書（原本）
- ④ 直近1期分の確定申告書（写し）、決算書類等 ※未決算企業は、代表者の直近の源泉徴収票
- ⑤ 食品関係営業許可書（写し） ※現在取り扱う食品の種類、営業の形態に応じたもの
- ⑥ 申請金額根拠資料（写し） ●見積書 ●金額が分かるWebサイトのコピー等

問い合わせ

東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当
電 話 03-5822-7232

詳細は
申請用サイト⇒

最終
申請受付
11/25
まで



コロナ感染拡大に伴う中小

コロナ関係各種協力金・給付金等申請サポート

① 中小企業診断士による「感染拡大防止協力金(第2回)」・「持続化給付金」申請個別相談会

東京都の「感染拡大防止協力金(第2回)」及び国の「持続化給付金」の申請で、オンライン申請が難しい方、申請内容に不安のある方などを対象に「サポート相談会」を実施します。中小企業診断士がマンツーマンで提出書類をチェックします。

対 象 上記協力金・給付金の申請を予定している板橋区内の中小事業者

申 込 み

事前予約制

申し込みは下記により、板橋区産業振興公社 経営支援グループに3営業日前までをお願いします。

・TEL : **03-3579-2175**

・https://itabashi-kosha.com/archives/14471

・FAX **03-3963-6441** (予約申込書が必要になります。)

日時と会場

日 付 **7/7 (火)、7/9 (木)、7/14 (火)、7/16 (木)**

時 間 **9:00~10:00~11:00~13:00~14:00~15:00~16:00**
(相談時間は原則、お一人様40分程度といたします。)

会 場 **板橋区情報処理センター5階(板橋区板橋2-65-6)** ※予約した時間に直接会場にお越しください。

必要な書類

●**東京都協力金**：申請書兼事前確認書／誓約書／確定申告書のコピー／直近月末締め の帳簿のコピー
事業所ごとの外観写真(社名店名入り)と内観写真／代表者本人確認書類のコピー
休業・時間短縮の状況がわかる書類／支払口座振替依頼書

●**持続化給付金**：確定申告のコピー／売り上げ減少が分かる書類(写し可)／本人確認書類のコピー振込先の通帳(写し可)

問い合わせ

(公財) 板橋区産業振興公社 経営支援グループ

Eメール: ispc@itabashi.or.jp

TEL : **03-3579-2175**

<https://itabashi-kosha.com/archives/14471>

② 行政書士による無料電話相談会 (板橋区共催)

(コロナ関連の申請ほか、遺言相続、許認可申請などについての相談も可能です)

開 催 日 時 令和2年7月11日(土) 13時~16時(事前予約制)

予約受付時間 令和2年7月 1日(水)~7月10日(金) まで
午前10時~午後4時(土日除く)(先着順、定員で〆切)

予約受付電話 **03-6905-7870** (行政書士ましこ事務所)
03-5964-1451 (やなせ行政書士事務所)

問 い 合 わ せ 東京都行政書士会板橋支部
電話 **03-6905-7870**

区商連・区振連の総会議案が 可決されました。

板橋区商店街連合会総会を書面議決で実施し、全議案が可決されました。

書面議決書により理事82名中55名が全議案に賛成いただきました(27名は棄権)。

議案は、令和元年度の事業報告、収支決算報告、共助会収支現況報告、各会計預金・現金報告、監査報告、そして令和2年度事業計画(案)、収支予算(案)及び区商店街連合会会則の改正(案)の8議案でした。

板橋区商店街振興組合連合会総会は、令和2年5月27日に木田理事長ほか4名の出席で開催され、他の理事は書面議決書での参加となりました。

その結果、理事29名中27名の賛成をいただき、全議案が可決されました(2名は棄権)。

議案は、令和元年度の事業報告承認、貸借対照表・損益計算書・財産目録承認、損失処理案決定、監査報告、そして令和2年度の事業計画案決定、予算案・経費賦課金徴収方法決定、役員報酬決定、借入金最高限度額決定、金融機関決定の9議案でした。それぞれの理事の皆様、ご協力ありがとうございました。

CATERING SERVICE セントラルフーズさんいち株式会社

…美味しいお料理とサービス

まごころと信頼をお届けいたします…

〒173-0004 東京都板橋区板橋4-4-2

電 話 : 5943-5531

FAX : 5943-5532



「テイクアウト」用のシールが事務局にありますので必要の方はお申し出ください。

事務局より

もっと、あなたに響くこと。

J:COM



NAKAO

新築工事

リフォーム工事

耐震工事

ガーデニング

建築に関することなら
何でもご相談下さい。

中尾建設工業株式会社

本社/東京都板橋区徳丸4-1 1-2 〒175-0083
TEL. 03(3935)3311(代) FAX. 03(3935)3312

事務局 人事異動

4月より伊藤哲氏の後任として区役所から鈴木克佳氏が配属されました。
商品券を担当いたします。
よろしくお願いいたします。



1 助成金 板橋区小規模企業者等緊急家賃助成金交付事業(概要)

板橋区では、新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言による営業休止や自粛要請で、厳しい経営状況となっている区内で事業活動する小規模企業者・個人事業主に対し、事業所等を賃借している費用（支払済の家賃）の一部を助成します。

助 成 額 助成対象者の支払済の賃借料(家賃) 4・5・6月の3月分
各月上限**5万円 最大15万円** (1事業所)

- * 月額経費の2分の1まで (各月上限5万円と比べて少ない金額まで)
- * 複数事業所がある場合は、3事業所まで (最大45万円) 算定した月ごとの1千円未満の端数は切捨。

対象事業者

1. 小規模企業者 (従業員20名以下) ・個人事業主であること。(風営法に規定する一部業種を除く)
2. 板橋区内に店舗 (事業所) があり、申請日現在、引き続き事業を行っていること。
3. 今年の4月・5月の平均売上が、前年4月・5月の平均売上よりも20%以上減少していること。
4. 中小企業基本法に規定する中小企業以外の企業の出資比率が50%を超えないこと。
5. 法人住民税及び事業税 (個人事業主で事業税が非課税の場合は住民税) を滞納していないこと。
6. 対象事業所を賃借する契約の相手方と、親会社等・子会社等の関係ではないこと。

対 象 要 件

1. 令和2年4月1日以前から事業所としての賃貸借契約を結び、当該店舗 (事業所) で事業を営んでいること。
2. 従業員等 (従業員、経営者、個人事業主等) が当該店舗 (事業所) で事業を行っていること。

申請書受付期間 令和2年6月30日 (火曜日) から令和2年9月30日 (水曜日) まで *消印有効

申 請 書 類	(「チェックリスト」も申請書類とあわせてご提出ください)		
	法 人	個 人	
(1) 板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付申請書兼請求書 (第1号様式)	○	○	
(2) 誓約書 (第2号様式)	○	○	
(3) 事業所 (店舗) 等の賃貸借契約書の写し	○	○	
(4) 事業所 (店舗) 等の写真 (外観)	○	○	
(5) 法人都民税・事業税の支払がわかる書類 (領収書の写し・証明書等)	○		
(5) 個人事業税 (非課税の場合は個人住民税) の支払がわかる書類 (領収書の写し・証明書等)		○	
(6) 家賃支払 (振込) がわかる書類 (通帳該当部分の写し・領収書等)	○	○	
(7) 助成金振込先口座のわかる書類 (通帳の口座番号のページ写し等)	○	○	
(8) 直近の確定申告の写し (法人概況報告)	○		
(8) 直近の確定申告の写し (確定申告B・収支内訳書・青色申告決算書)		○	
(9) 令和2年4月及び5月の売り上げが分かる書類 (売上台帳等の写し)	○	○	

申 請 方 法 下記まで、郵送で提出 (窓口での提出はできません) 封筒は角2封筒を使用。

送 付 先 **板橋区小規模企業者等緊急家賃助成事業事務センター**
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北 3-21-7 アリアス桜台ビル1F パーソルワークスデザイン株式会社

問い合わせ **板橋区小規模企業者等緊急家賃助成事業コールセンター** 電話 **0120 -996 -453**
午前9時から午後5時まで (祝日を除く月曜日から金曜日) (フリーダイヤル)
情報掲載サイト 板橋区ホームページトップ▶文化・スポーツ・産業▶中小企業の支援▶融資・助成



2 助成金 宅配・テイクアウト費用の助成

新型コロナウイルス感染拡大により、甚大な影響を受けている板橋区内の飲食事業者向けに、宅配やテイクアウト等により売り上げを確保する取り組みに要した経費の一部を助成します。

助 成 額 限度額**20**万円 (複数店舗の場合は40万円) 助成率4／5以内 (千円未満切り捨て)

助 成 対 象 板橋区内で飲食店等を1年以上営む中小企業者 (個人事業主を含む)

主な助成対象経費

- ・ 広報費 (印刷物制作経費、動画作成経費、広告掲載費、Wi-Fi導入経費 等)
- ・ 備品購入費 (タブレット端末・宅配用自転車 等) ※税込み単価10万円未満の物品等に限る
- ・ 資材購入費 (宅配等に必要な容器、梱包資材 等)
- ・ 改修費 (宅配・テイクアウト等を始めるための軽微な店舗改修費 等) ※税込み総額20万円未満の改修等に限る
- ・ その他 (宅配代行サービス初期登録料、月額使用料、手数料 等)

助成対象期間 令和2年2月1日～令和3年1月31日までのうち、最長3か月

問い合わせ **板橋区産業振興公社 事業第2グループ**
電話 **03-3579-2191**



地 域 と と も に

「積極的かつ柔軟で、スピーディな融資対応」



皆様のお役にたつ
東京信用金庫

板 橋 支 店	板橋区板橋2-67-8	☎(3961)5371(代)
大 山 支 店	板橋区大山町22-5	☎(3956)1161(代)
志 村 支 店	板橋区小豆沢1-11-7	☎(3966)0136(代)
志村坂下支店	板橋区東坂下2-16-4	☎(3968)0481(代)
成 増 支 店	板橋区成増1-29-7	☎(3930)7136(代)
上板橋支店	板橋区桜川3-21-11	☎(3559)1491(代)



地域の皆様のお役に立ちたい

喜 ば れ る こ と に 喜 び を

巣鴨信用金庫

板 橋 支 店	☎3961-1601	板橋栄町支店	☎3961-5111
常盤台支店	☎3960-0121	東新町支店	☎3958-8811
志 村 支 店	☎3960-2131	高島平支店	☎3937-2111
成 増 支 店	☎3938-0151	新高島平支店	☎5997-1211
東武練馬支店	☎3935-2111	小竹向原支店	☎3554-5511
幸 町 支 店	☎3959-1171		

<http://www.sugamo.co.jp>